

福祉・社会保障政策

SDGSsの目標とターゲット



◇背景と考え方

- 国の新型コロナウイルス対策が5月8日から緩和された。しかし、ウイルスの感染力がなくなるわけではなく、日頃の感染予防の大切さは変わらない。重症化しやすい高齢者をどう守るかという課題も残る。専門家は「これまでと同様に個人の対策と配慮は重要だ」と指摘する。

医療現場では看護師をはじめとしたマンパワーの慢性的な不足が続いている。また、感染防止のための个人防护具の装着やゾーニングについては継続が必要と予想されるため、病院には「新型コロナ病床」を残す必要があると思われる。さらに、これまで新型コロナと診断された患者の入院を受け入れていなかった病院で、个人防护具を適切に着脱して毎日の入院ケアを行うことはハードルが高く、受け入れに難色を示す医療機関が出てくるなどの混乱が予想される。

- 放課後児童クラブは、年々増加傾向にあるものの、都市部を中心に待機児童は15,180人（令和4年5月1日現在）となっており、この数をいかに減らしていくのかは重要な社会課題の一つとなっている。放課後児童クラブには待機児童問題以外にも定数（大規模学童保育の急増）、開所時間（約4割の放課後児童クラブでは18時30分以前に終了してしまいフルタイムで働き続けることが困難となる）、設置場所（学校から移動しなければならないケースがある）、支援員（「放課後児童支援員」の資格を有する専門職だが人員が不足している。処遇改善も必要）等に関わる課題があり、早急な対応が望まれている。

- 市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業や、その財政支援の規定の創設等を内容とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が第201回通常国会に提出され、2020年6月5日（令和2年法

律第 52 号) に成立した。実施を希望する市町村による任意事業とされているが、住民サービスの向上のため事業推進が求められる。

○ 2022 年 9 月から 10 月にかけて朝日生命保険がインターネットで調査した結果「ヤングケアラー」という言葉を聞いた経験がない人が 27.3%、「聞いたことはあるが意味は分っていない」は 15.9%と認知が進んでいない状況が浮かび上がった。年代別に見ると、「聞いたことがない」と答えた人の割合が最も低かったのは 60 代の 22.6%。最も高かったのは 20 代の 31.6%で、若い世代ほど認知が低かった。厚生労働省は 2022 年度から 3 年間で集中取り組み期間と位置づけている。

○ 介護サービスを提供する介護人材は慢性的に不足している。厚生労働省「第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」（2018 年 5 月）では、団塊の世代がすべて 75 歳を迎える 2025 年度には介護労働者が約 245 万人必要とされており、介護人材の確保・定着が大きな課題である。

全産業平均賃金と介護職との賃金格差について、介護職場で働く労働者で組織する U A ゼンセン傘下の日本介護クラフトユニオンの調査結果（2021 年賃金実態調査報告書）によると、月給制の 2021 年 8 月の月額平均は 26 万 5,216 円となった。これを全産業平均賃金 30 万 7,700 円（「2020 年 賃金構造基本統計調査」結果より）と比較すると、約 4 万円低くなっている。格差は縮小してきているものの依然として大きな格差があることが確認された。

また、政府による賃上げ助成制度の影響について、社会福祉に関する調査研究を行う総合社会福祉研究所（大阪市）が福祉分野で働く人を対象に行ったインターネット調査の結果を公表した。「処遇改善されていない」と答えた割合は半数超で「改善した」と答えた人の賃上げ平均額は政府の助成金の水準に及んでいないことがわかった。政府は 2022 年 2 月、保育士や介護士など福祉分野で働く人の賃金を月額 9 千円引き上げる助成制度をスタートさせた。この制度に関して昨年 2 ～ 9 月の間に「賃金が改善されたか」を聞いたところ、「されていない」と答えた割合は 54.5%に上った。制度活用が進まない理由として、調査報告書は①従来の加算制度の利用実績を要件とするなど取得条件が厳しい②膨大な事務作業量の負担、を挙げている。「改善した」と答えた人のうち、月給制・正社員に昨年 4 月以降の賃上げ額を聞いたところ、その平均は 6,863 円だった。分野別にみると、高齢者福祉が 6,381 円、障害者福祉は 7,136 円、保育 7,880 円、児童福祉 6,857 円と、いずれも政府が示す 9 千円に達していないことが分かった。

◇重点政策

8. 新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが「5類」に移行された後も、医療機関への影響は甚大であることから、引き続き医療提供体制の整備に向け、公立病院をはじめとする医療機関の体制強化をはかるとともに、過重労働の解消やメンタルヘルス対策などの労働安全衛生対策を強化すること。

＜医療政策 3.3 3.8 8.5 新規＞

9. 放課後児童クラブについて、希望するすべての児童が入所できるように拡充をはかるとともに、運営時間の拡大等、ニーズに応じた良質なサービスの拡充を推進すること。あわせて、安全性の確保に向け、有資格支援員の増員をはかること。

＜教育福祉政策 3.8 4.1 8.5 新規＞

10. 各世帯で抱えている複雑化・複合化する問題の相談や支援に対応するため、改正社会福祉法によって創設された「重層的支援体制整備事業」の体制整備に取り組む市町村に対して必要な支援を行うこと。

＜福祉政策 1.2 1.3 2.1 3.8 6.2 11.2 新規＞

11. 「ヤングケアラー」・「若者ケアラー」に関する実態把握をすすめ、支援が必要と考えられる方には行政から積極的に働きかける「プッシュ型」の支援に取り組むこと。あわせて「ヤングケアラー」という言葉の認知を高めることにより、周囲の理解を深め、早期の発見につながるよう広報活動を強化すること。

＜介護支援政策 3.8 4.4 4.5 補強＞

12. 介護職場等の労働環境改善などによる離職防止対策を喫緊の課題とした人員の確保と人材の育成をはかるため、県として調査を行うなど実態を把握したうえで、更なる処遇改善を行うこと。また、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症が発生した場合、サービスの提供自体が危ぶまれる状況が想定されるため、職員が安心して働くことができる職場環境の構築をすすめること。

＜介護政策 3.8 8.5 補強＞

【参考資料】

●「子ども・子育て関連3法」に基づき子ども・子育て支援新制度の施行5年後の見直しに係る対応方針がとりまとめられたが、財源確保や認可外保育施設等における保育の質に課題が残ったままである。いわゆる潜在的待機児童も含め、待機児童の解消も依然として課題である。政府は「新子育て安心プラン」を公表し、2024年度末までに約14万人分の受け皿を整備するとしており、実態を把握しながら、放課後児童クラブを含め確実に待機児童の解消を進めていくことが求められる。

子ども・子育て支援の拡充が、女性労働力率の高まりによる労働生産性の向上と着実な経済成長、子どもの貧困の抑止につながることを社会全体で共有化することが重要である。政府は、子どもや子育てを社会全体で支えるという意識のもと、さらなる予算増額により、未来の力である子どもたちの豊かな育ちを支援することが求められている。

(連合政策より)

●放課後児童クラブは、年々増加している。厚生労働省が毎年実施している「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」（以下、「実施状況調査」という。）によると、令和4年5月1日現在、登録児童数は1,392,158人となり、過去最高を更新している。なお、放課後児童クラブ数は26,683か所である。

待機児童（利用（登録）できなかった児童）は、実施状況調査によると、15,180人（令和4年5月1日現在）である。新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の就労形態の変化や利用控えを背景に、令和元年をピークにして、2年連続減少傾向を示したが、令和4年には感染症対策への理解が深まったこと等による利用申し込みの増加に対し、受け皿整備が追いつかなかったこと等を理由に待機児童数は増加したと考えられる。

(厚労省 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会

とりまとめ【素案】2023.2.8より)

●重層的支援体制整備事業

現行制度は、「高齢」「障害」「子ども」など属性別、対象者別に整備されているが、人口減少などの社会構造の変化に加え、個人の価値観の変化や従来の血縁、地縁、社縁の希薄化などにより、いわゆる8,050世帯や社会的孤立、介護・育児のダブルケアなど制度・分野を超えた複合的な課題が浮かび上がってきている。また、共生社会実現のために、課題解決を目指すのみならず、社会とのつながりを取り戻し、継続的な伴走型支援を行うことが重要である。こうした課題意識を背景に、令和2年度社会福祉法改正により、「断らない相談支援体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が市町村事業として創設された。しかし、重層的支援体制整備事業には、福祉部局のみならず教育や労政部局、更にはNPOや地域の地縁組織等といった多様な主体の参画や、その中核を担う人材の養成が不可欠であるなど、実施に当たり超えるべきハ

ードルが高く、現時点では実施について「検討中」としている市町村が多くなっている。そこで、令和3年度については、市町村職員や相談支援従事者に向けた研修を行うとともに、市町村や相談支援機関等を対象とした調査を実施して、現状や導入に向けた課題等を整理し、今後、県として必要な支援策について検討する。

＜重層的支援体制整備事業の開始予定(令和2年11月時点)＞

令和3年度（1市） 逗子市

4年度（3市） 鎌倉市、藤沢市、小田原市

5年度（1市） 秦野市

検討中（11市、7町）

横浜市、相模原市、横須賀市、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、二宮町、大井町、松田町、山北町、開成町、清川村

（神奈川県 重層的支援体制構築に向けた後方支援事業より）

●アウトリーチ

福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを言う。

●ヤングケアラー

法律上の定義はありませんが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供を言います。

（厚生労働省ホームページより）

●若者ケアラー

18歳からおおむね30歳代までのケアラーを想定した若者ケアラーが担うケアの内容はヤングケアラーと同様ですが、ケアの責任がより重くなることもあります。若者ケアラーには、ヤングケアラーがケアを継続している場合と、18歳を越えてからケアが始まる場合があります。大人への移行期にケアを担うことは、進学、キャリアの選択、恋愛や結婚、就職、就業の選択など、その後の人生に大きな影響を与えます。日本の場合、子どもや若い世代のケアラーへの支援がないため、ヤングケアラーや若者ケアラーへの支援も重要です。

（関東学院大学看護学部 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトより）